

知の市場友の会規約

2010年12月2日制定

2011年12月1日改正

2012年12月6日改正

2013年12月5日改正

知の市場は、多様な受講者及び多彩な講師等の参画によって運営されており、その過程で培われた人の輪は知の市場を支える重要な基盤であるとともに相互に活用しうる社会的な基盤としての役割も担っていることに鑑み、これらの人的資源を「知の市場友の会」（以下「友の会」という。）として組織し、基盤の一層の強化と運営の円滑化に資するために次のとおり規約を定める。

1. 友の会は、知の市場の受講者、講師、連携学会員、有志学生実行委員会員、知の市場事務局、開講機関及び連携機関の事務局の経験者及び関係者をもって友の会会員（以下「会員」という。）とする。
2. 友の会事務局は、会員に対し、友の会ホームページ又は電子メールなどを活用して、知の市場、開講機関や連携機関の活動状況及び関連分野の動向などについての情報を提供する。
3. 友の会事務局は、会員の協力を得て、知の市場に関する各種の調査又は評価を実施するとともに知の市場の運営などを支援する。
4. 知の市場の受講者及び講師は、特に反対の意思表示がない限り、友の会への入会を了承したものととして、その氏名及び連絡先を友の会に登録する。
5. 友の会は、入会金や会費などを徴収しない。
6. 知の市場の受講を希望する者は、友の会への入会、氏名及び連絡先等の情報の友の会への提供を了承した者に限り受講者登録をすることができる。
7. 友の会は、2004年度から2008年度に開講された「化学・生物総合管理の再教育講座」の受講者、講師及び事務局員等を会員として組織された「化学・生物総合管理の再教育講座友の会」を継承する。